

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

年金事務所から、申立期間に係る賞与の記録が抜けている可能性がある旨の連絡を受けた。申立期間においてA事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所は、「平成 15 年 4 月に従業員に支給した賞与から、厚生年金保険料を控除した。」と回答しており、B健康保険組合が保管する申立人に係る記録によれば、平成 15 年 4 月 30 日に当該事業所から申立人に対し 10 万円の賞与が支払われていることが確認できることから、申立人は、申立期間において、10 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

年金事務所から、申立期間に係る賞与の記録が抜けている可能性がある旨の連絡を受けた。申立期間においてA事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所は、「平成 15 年 4 月に従業員に支給した賞与から、厚生年金保険料を控除した。」と回答しており、B健康保険組合が保管する申立人に係る記録によれば、平成 15 年 4 月 30 日に当該事業所から申立人に対し 35 万円の賞与が支払われていることが確認できることから、申立人は、申立期間において、35 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答を得た。申立期間は、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和39年11月1日にA事業所B営業所から同事業所C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B営業所における昭和39年10月1日の定時決定時に係る社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月 2 日から 62 年 4 月 29 日まで  
② 平成 3 年 1 月 10 日から 13 年 2 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、A事業所に勤務していたときの標準報酬月額が、実際に得ていた給与額と比較して低いことが分かったので、申立期間①及び②における標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出したA事業所における平成7年6月、8年4月から同年12月までの期間及び11年4月の給料支払明細書によると、当該期間について、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、申立人が提出した平成10年分給与所得の源泉徴収票から推認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②のうち上述以外の期間について、申立人は、給料支

払明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

加えて、申立人が記憶する同じ職種の同僚及び元取締役が所持する給料支払明細書においても、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与が事業主により支払われていたことが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A事業所に係るオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。